

目次

設立

第1問	財産引受け（平成29年司法試験設問1（2）参考）	1
第2問	設立費用（平成29年司法試験設問1（1）参考）	3
第3問	現物出資財産の価額が定款に記載された価額に著しく不足する事例（平成22年司法試験設問1参考）	5

株式

第4問	株式の名義上の引受人と実質上の引受人とが一致しない事例（令和3年司法試験設問2参考）	9
第5問	利益供与	11
第6問	定款による譲渡制限（平成23年予備試験設問1・2参考）	15
第7問	定款による譲渡制限	17
第8問	準共有株式の権利行使	19
第9問	準共有株式の権利行使（平成28年予備試験設問2参考）	23
第10問	自己株式の取得（取得手続 - 令和2年予備試験設問2参考）	25
第11問	自己株式の取得（手続規制違反 - 平成23年司法試験参考）	27
第12問	自己株式の取得（財源規制違反 - 平成23年司法試験参考）	31
第13問	株式併合（平成29年司法試験設問2・3参考）	35

株主総会

第14問	株主総会でも代表取締役を解職できるとする旨の定款変更決議	39
第15問	議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨の定款規定（令和3年司法試験設問2参考）	41
第16問	取締役の説明義務（平成25年予備試験設問1参考）	43
第17問	特別利害関係株主 他の株主に関する手続上の瑕疵の主張	45
第18問	監査役の見解陳述権（平成24年司法試験設問3参考） 否決の決議の取消しを求める訴えの適法性（同上）	47
第19問	決議の取消しにより監査役権利義務者となる者の原告適格（平成24年司法試験設問3参考）	49
第20問	利益供与を手段とする議決権行使（平成30年司法試験設問2参考）	51
第21問	議長の議事整理に関する権限の濫用（平成30年司法試験設問2参考）	53

取締役

第22問	取締役の解任を理由とする損害賠償請求（平成28年司法試験設問2（1）参考）	55
第23問	表見代表取締役（令和3年予備試験設問1参考） 代表取締役就任の不実登記の効果（同上）	57

取締役会

- 第 2 4 問 特別利害関係取締役に対する招集通知を欠いた場合における取締役会決議の効力（平成 2 8 年司法試験設問 1（1）参考）・・・ 61
- 第 2 5 問 取締役会決議を欠く「重要な財産の処分」の効力・・・ 63
- 第 2 6 問 取締役会決議を欠く「多額の借財」の効力（平成 2 0 年司法試験設問 1、平成 2 6 年司法試験設問 2 参考）・・・ 67
代表権濫用（平成 2 6 年司法試験設問 2 参考）

取締役と会社の利益衝突

- 第 2 7 問 競業取引（平成 2 7 年司法試験設問 1 参考）・・・ 71
- 第 2 8 問 直接取引（平成 3 0 年予備試験設問 2 参考）・・・ 75
- 第 2 9 問 間接取引（令和 3 年司法試験設問 1 参考）・・・ 77
- 第 3 0 問 直接取引と間接取引の区別（平成 2 6 年予備試験設問 1 参考）・・・ 81
- 第 3 1 問 取締役の報酬・・・ 85
- 第 3 2 問 取締役の報酬（令和 3 年予備試験設問 2 参考）・・・ 87
- 第 3 3 問 取締役の報酬（平成 2 8 年司法試験設問 1（2）参考）・・・ 91

取締役の対会社責任

- 第 3 4 問 事実上の取締役（平成 2 6 年司法試験設問 3 参考）・・・ 93
- 第 3 5 問 名目的取締役の監視義務（司法試験プレテスト参考）・・・ 95
- 第 3 6 問 経営判断の原則（平成 1 9 年司法試験設問 2 参考）・・・ 99
- 第 3 7 問 内部統制システムの構築・運用（平成 2 8 年司法試験設問 3 参考）・・・ 105

取締役の対第三者責任

- 第 3 8 問 退任登記未了の登記簿上の取締役・・・ 109
- 第 3 9 問 法令違反行為についての監視義務（平成 2 7 年予備試験設問 1（1）参考）
・・・ 113
- 第 4 0 問 株主の間接損害（平成 2 7 年予備試験設問 1（2）参考）・・・ 117
- 第 4 1 問 虚偽の計算書類の作成（平成 2 2 年司法試験設問 2 参考）・・・ 119

取締役の責任の追及等

- 第 4 2 問 株主代表訴訟（平成 2 6 年司法試験設問 3 参考）・・・ 123
- 第 4 3 問 多重代表訴訟（令和 2 年予備試験設問 1 参考）・・・ 125
親会社の取締役の子会社の取締役に対する監視・監督義務（同上）
- 第 4 4 問 違法行為の差止請求（平成 2 4 年司法試験設問 2（1）参考）・・・ 129

募集株式の発行等

- 第 4 5 問 公開会社における株主総会の特別決議を欠く有利発行の効力（平成 2 6 年予備試験設問 2 参考）・・・ 133

第 4 6 問	企業提携目的での新株発行における有利発行の判断基準（平成 1 9 年司法試験設問 1 参考）	135
第 4 7 問	見せ金による払込みの仮装（平成 2 9 年予備試験設問 2 参考）	137
第 4 8 問	債務の株式化（平成 2 4 年予備試験設問 1 参考）	141
第 4 9 問	不公正発行を理由とする差止請求 不公正発行を理由とする新株発行無効の訴え（公開会社の事例）	143
第 5 0 問	非公開会社における不公正発行を理由とする新株発行無効の訴え（平成 2 5 年司法試験設問 3 参考） 非公開会社における株主総会の特別決議を欠くことを理由とする新株発行無効の訴え	145
第 5 1 問	新株発行不存在確認の訴え（平成 2 6 年司法試験設問 1 参考）	149

組織再編

第 5 2 問	吸収合併の効力を争う方法（平成 2 1 年司法試験設問 6 参考）	153
第 5 3 問	株式交換の効力を争う方法（平成 2 0 年司法試験設問 1 参考）	157
第 5 4 問	詐害的会社分割における残存債権者の救済方法	159

事業譲渡

第 5 5 問	事業譲渡の要件・手続（平成 1 8 年司法試験設問 1 参考）	163
第 5 6 問	株主総会の特別決議に取消事由がある場合における事業譲渡の効力（平成 1 8 年司法試験設問 2 参考）	167
第 5 7 問	譲渡会社の名称を続用する譲受会社の責任（平成 2 7 年予備試験設問 2 参考）	171

計算

第 5 8 問	会計帳簿閲覧請求（平成 3 0 年司法試験設問 1 参考）	173
第 5 9 問	財源規制違反の自己株式取得に関する取締役の責任（平成 2 3 年司法試験参考）	175

手形法

第 6 0 問	交付欠缺	179
第 6 1 問	手形偽造（平成 2 8 年予備試験設問 1 参考）	181
第 6 2 問	人的抗弁の対抗（平成 2 4 年予備試験設問 2 参考）	183
第 6 3 問	二重無権の抗弁	185

商法総則・商行為法

第 6 4 問	売主の検査・通知義務（平成 2 4 年予備試験設問 1 参考）	187
---------	---------------------------------	-----

第 1 問

(事案)

1. A は、唯一の発起人として、A 及び B の 2 名で設立時発行株式を引き受ける形で、甲株式会社（以下「甲社」という）を設立するための手続を進めていた。
2. A は、甲社の設立手続を進める上で、C との間で、「甲社発起人 A」の名義で、設立後の甲社の事業に用いる目的で、食品加工用の機械（以下「本件機械」という）を、甲社の成立を条件として、甲社が C から代金 800 万円で購入する契約（以下「本件購入契約」という）を締結した。
3. その後、甲社の設立登記がされた。公証人の認証を受けた甲社の定款には、甲社の成立を条件として特定の財産を譲り受けることを約する契約についての記載がなかった。
4. 甲社の純資産額は、設立後、数ヶ月の間、3000 万円を超えることがなかった。
5. 甲社は、設立後、C から、本件機械について代金として 50 万円を追加するように要求されるとともに、この要求に応じないのであれば、本件購入契約の有効性を問題とし、本件機械の引渡しに応じないと主張された。

(設問)

甲社の代表取締役 B は、本件機械が甲社の事業活動に不可欠であったことから、上記 5 の C の要求に応じることもやむを得ないが、できれば代金を追加して支払うことなく本件機械の引渡しを受けたいと考えている。甲社が本件機械の引渡しを受けるために採ることができる方法及びこれに必要な会社法上の手続について、検討しなさい。

基礎応用 16 頁 [論点 1]、
論証集 8 頁 [論点 3]、平成
29 年司法試験設問 1(2)参
考

(参考答案)

1. 本件購入契約は、財産引受け（会社法 28 条 2 号）に該当する。甲社の原始定款には財産引受けについての記載がないため、本件購入契約は無効である（28 条柱書）。それでは、甲社は追認することにより本件購入契約を有効にできるか。

2. 判例は、株主・債権者等の会社の利害関係人の保護という 28 条 2 号の立法目的を重視して、成立後の会社による追認を認めない絶対的無効と解している。しかし、成立後の会社が相手方と改めて契約を締結しようとしたところ相手方が応じないという場合には、成立後の会社が当該財産を取得することができなくなり、成立後の会社の利益保護という 28 条 2 号の趣旨にそぐわない。そこで、無権代理に準じて考えて、成立後の会社の追認により有効になると解する。

そして、事後設立規制との均衡上、当該財産引受けが事後設立の規模を満たす場合には、株主総会の特別決議が追認の際に必要なとされると解すべきである（467 条 1 項 5 号類推、309 条 2 項 11 号類推）。

3. 甲社の純資産額は、設立後、数か月間の間、3000 万円を超えることはなかった。そして、本件購入契約の代金額 800 万円（467 条 1 項 5 号イ）は、甲社の「純資産額として法務省令で定める方法により算定される額」（同号ロ）の 5 分の 1 を超えるから、株主総会の特別決議を要することになる。

したがって、甲社は本件購入契約を追認するという方法を採用ことができ、その際には、事後設立規制に準じて株主総会の特別決議を経る必要がある。 以上

第 2 問

(事案)

1. A は、唯一の発起人として、A 及び B の 2 名で設立時発行株式を引き受ける形で、甲株式会社（以下「甲社」という）を設立するための手続を進めていた。
2. A は、甲社の設立手続を進める上で、当初の 1 ヶ月間は、設立事務を行う事務所と設立事務を補助する事務員が必要であると考え、C から、「甲社発起人 A」の名義で、事務所用建物を、賃貸期間を 1 ヶ月に限り、賃料を後払いで 60 万円とする約定により賃借した。また、A は、「甲社発起人 A」の名義で、D を、設立事務を補助する事務員として、期間を 1 ヶ月に限り、報酬を後払いで 40 万円とする約定により雇用した。なお、当該賃料及び当該報酬は、相場に照らし、いずれも適正な金額であった。
3. その後、甲社の設立登記がされた。公証人の認証を受けた甲社の定款には、設立費用については「設立費用は 80 万円以内とする。」との記載があり、当該設立費用については、裁判所の選任した検査役の調査等の必要な手続を経ていた。

(設問)

A は、C に対して上記 2 の賃料 60 万円を、D に対して上記 2 の報酬 40 万円を、いずれも支払っておらず、甲社は、その成立後、直ちに、C 及び D から、これらの支払いを求められた。この場合において、甲社がこれらの支払を拒否することができるかどうかについて、論じなさい。

基礎応用 18 頁 [論点 2]、
論証集 9 頁 [論点 2]、平成
29 年司法試験設問 1(1)参
考

(参考答案)

1. 会社の設立過程において発起人がその執行機関としてその権限の範囲内で行った法律行為に関する権利義務関係は、実質的には設立中の会社に帰属し、設立後は、成立後の会社に形式的にも帰属することになると解する。
2. 設立事務を行う事務所用建物の賃貸借契約と設立事務を補助する事務員の雇用契約は、いずれも会社の設立のために事実上必要な行為として発起人 A の権限内の行為であるから、原始定款に記載(会社法 28 条 4 号)した額の限度であれば、検査役調査(33 条)を経ていることを要件として、当然に成立後の甲社にその権利義務関係が帰属する。

上記の設立費用について検査役の調査は経ているが、その合計額は 100 万円のうち 20 万円については、原始定款記載の限度額(80 万円)を超過する。そこで、超過する 20 万円分についても、甲社に帰属するのかが問題となる。

- (1) 判例は、設立費用として変態設立事項の規制(原始定款への記載・検査役調査)を満たした限度において成立後の会社に請求できると解している。しかし、この見解では、本件のように設立費用に債権者が複数いる場合や設立費用額が原始定款記載額を超える場合に複雑な法律関係が生じかねない。そこで、設立費用に関する会社法の規律は、成立後の会社と発起人の間の費用分担を定めるにとどまり、発起人の対外的な権限まで制約するものではないと理解することで、設立費用は全額、設立中の会社と実質的同一性を有する成立後の会社に帰属し、成立後の会社は原始定款記載額の超過分を発起人に求償できるとどまると解すべきである。
- (2) そうすると、設立費用はすべて甲社に帰属するから、甲社は、C からの賃料 60 万円の請求及び D からの報酬 40 万円の請求を拒否できない。 以上

第 3 問

基礎応用 20 頁・3、論証集

10 頁・3、平成 22 年司法

試験設問 1 参考

(事案)

1. A 及び B は、A の所有する土地建物（以下「本件不動産」という）を活用して、株式会社を設立してスーパーマーケット事業を営もうと考え、いずれも発起人となって、発起設立の方法により甲株式会社（以下「甲社」という）を設立することとした。

A 及び B は、発起人として、A が金銭以外の財産として本件不動産を出資すること、その価額は 5 億円であること及び A に対し割り当てる設立時発行株式の数は 5 0 0 0 株であることを定め、これらの事項を、書面によって作成する定款に記載した。そして、A は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、本件不動産を給付した（以下 A による本件不動産の出資を「本件現物出資」という）。

他方、A 及び B は、発起人として、B が割当てを受ける設立時発行株式の数は 1 0 0 0 株であり、その株式と引換えに払い込む金銭の額は 1 億円であると定めた。そして、B は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額 1 億円を払い込んだ。

なお、A 及び B は、本件不動産の評価額を 5 億円とする不動産鑑定士の鑑定評価及び本件不動産について定款に記載された 5 億円の価額が相当であることについての公認会計士の証明を受けた。そして、A 及び B は、裁判所に対し、定款に記載のある本件現物出資に関する事項を調査させるための検査役の選任の申立てをしなかった。

設立中の甲社においては、A 及び B が設立時取締役として選任され、A が設立時代表取締役として選定された。A 及び B は、その選任後遅滞なく、本件不動産に係る不動産鑑定士の鑑定評価及び公認会計士の証明が相当であること並びに A 及び B による設立時発行株式に係る出資の履行が完了していることにつき調査をした。その後、甲社は、本店の所在地において設立の登記をしたことにより成立し、A が甲社の代表取締役に、B が甲社の取締役にそれぞれ就任した。

2. その後、以下の事実が判明した。

(1) 本件不動産は、本件現物出資の当時、土地に土壤汚染が存在し、甲社の定款作成の時及び成立の時における客観的価値は、いずれも 1 億円にすぎなかった。

(2) また、甲社の設立当時、A は、当該土壤汚染の存在を認識していたが、B は、当該土壤汚染の存在を認識しておらず、本件不動産に係る鑑定評価や証明を行った不動産鑑定士及

び公認会計士は、その当時、当該土壌汚染の存在や、これにより定款に記載された本件不動産の価額が相当でないことを認識していなかった。

(設問)

本件現物出資に関し、会社法上、A及びBが甲社に対して負担する責任について、説明しなさい。

(参考答案)

1. 財産価額填補責任 (会社法 52 条 1 項)

- (1) 本件不動産の客観的な「価額」1 億円は、「定款に記載された価額」5 億円の 5 分の 1 にすぎないから、前者が後者に「著しく不足するとき」(同条 1 項) に当たる。
- (2) 「発起人」A は、「第二八条第一号の財産を給付した者」であり、同条 2 項の免責を受けられない(同条 2 項柱書括弧書) から、「不足額」4 億円の支払義務を負う。
- (3) 検査役の調査(33 条 2 項) を経ていないから 52 条 2 項 1 号の免責はないが、以下の理由から、現物出資者本人ではない「発起人」B には同条 2 項 2 号の免責が認められる。

上記不足額の原因である土壤汚染については専門家である不動産鑑定士・公認会計士も認識できていないから、B がこれを知らなかったことに過失があるとはいえず、B には無過失の証明が認められる。したがって、B は 4 億円の支払義務を負わない。

2. 任務懈怠責任 (53 条 1 項)

- (1) 「発起人」A・B は、設立中の会社の業務執行機関としての地位に基づく「任務」として、設立事務処理について善管注意義務(民法 644 条) を負う。

A は、甲社の設立当時から土壤汚染の事実を認識していたにもかかわらず、発起人として原始定款に本件不動産の価額を 5 億円と記載しているから、善管注意義務違反による任務懈怠が認められる。

これに対し、B については、土壤汚染の事実を認識していなかったのだから、善管注意義務違反による任務懈怠がない。

- (2) 「設立時取締役」A・B は、設立に関する監督機関としての「任務」として、46 条 1 項・2 項に基づく調査・通知義務を負う。

土壤汚染の事実を認識していた A は、33 条 10 項 3 号の証明に「不当な事項がある」ことを B に通知する義務があるのにこれを怠ったのだから、任務懈怠がある。

これに対し、B については、同 3 号の証明の相当性について調査義務を履行しており、しかも、調査をしても土壤汚染の事実を認識できなかったのだから通知義務違反による任務懈怠は認められない。

- (3) もっとも、甲社は、設立時発行株式の発行により株式の時価相当額の経済的出捐をするわけではないから、現物出資による会社財産の増加があるだけで、不足額 4 億円の「損害」は生じない。

したがって、B のみならず、A も損害賠償責任を負わない。

第 38 問

基礎応用 140 頁・12(1)、

論証集 76 頁・12(1)

(事案)

1. 甲株式会社（以下「甲社」という）は、会社法上の取締役会設置会社である。

甲社の取締役は、A、B 及び C の 3 名であり、その代表取締役は A と B である。A 及び B については取締役及び代表取締役として、C については取締役として、会社法の規定に従い、それぞれ登記がなされている。

2. 令和 4 年 5 月 1 日、C は、甲社の取締役を辞任することで退任したが、その際、A から「会社の都合上、取締役としての登記を残してほしい。」と懇願され、A に対して恩義を感じていたため、「分かりました。登記はそのままでも構いません。」と回答し、取締役の退任登記の申請をしなかった。これにより、C が甲社の取締役を退任した後も、C の取締役としての登記が残存していた。

なお、C は、甲社の取締役を退任した後、甲社の取締役としての行為は一切行っていない。

3. 同年 10 月頃、A と B が不正な融資を行ったことにより、甲社は、資金繰りが急激に悪化し、倒産するに至った。これにより、乙株式会社（以下「乙社」という）は、甲社に対する 1 億円の売掛債権を回収することができなくなった。

なお、C は、A と B が不正な融資を行おうとしていることに気が付いていたが、取締役ではない自分が口を出すことではないと考え、何らの措置も講じなかった。また、当時、乙社は、C が甲社の取締役を退任している事実を知らなかった。

(設問)

上記 1 から 3 までを前提として、C の乙社に対する会社法上の損害賠償責任について、論じなさい。

(参考答案)

1. Cは、「第三者」である乙社に対して、甲社の取締役として、乙社が甲社から回収できなくなった1億円について、損害賠償責任(会社法429条1項)を負わないか。

2. Cは、A・Bによる不正融資があった時点では、既に甲社の取締役を退任していた。

取締役を退任した者であっても、退任後に積極的に取締役として対内的又は対外的な行為をあえてしていた場合には、事実上の取締役として429条1項の類推適用を受けると解されている。

しかし、Cは、退任後、甲社の取締役としての行為は一切行っていないのだから、事実上の取締役には当たらない。

3. もっとも、Cは、退任後も取消事由としての登記が残存しているため、908条2項の適用によりCとの関係で取締役とみなされ、その結果、「役員」(429条1項)に当たることにならないか。

(1) 確かに、登記簿上の取締役は原則として「役員」に当たらないし、登記義務者ではないため「不実の事項を登記した者」にも当たらないから908条2項の直接適用も認められない。しかし、外観理論という同条項の趣旨に照らし、退任登記未了の登記簿上の取締役は、不実登記を残存させることについて明示的に承諾を与えていたなどの特段の事情の存する場合には、908条2項の類推適用により、善意の第三者に対する関係では取締役でないことを対抗できなくなり、その結果「役員」に当たると解する。

(2) Cは、取締役を退任した際に、取締役としての登記を残存させることについて、Aから懇願されて「分かりました。登記はそのままでも構いません。」と回答することで明示的な承諾を与えたのだから、上記の特段の事情が認められる。そして、乙社は、貸付けの当時、Cが甲社の取締役を退任している事実を知らなかったのだから、善意の第三者に当たる。したがって、Cは、乙社との関係では取締役たる「役員」に当たる。

4. Cは、乙社との関係では、取締役であることを対抗できない以上他の取締役と同様の義務を負う。

(1) 取締役会設置会社の代表権のない取締役は、監督機関たる取締役会(362条2項2号)の構成員たる地位に基づき、「その職務」として他の取締役の職務について監視義務を負う。そして、この監視義務は取締役会非上程事項にも及ぶと解する。

(2) そうすると、取締役会設置会社である甲社の登記簿上の取締役であるCは、「その職務」として、他の取締役の職務について監視義務を負う。

Cは、AとBが不正な融資を行おうとしていることについて

基礎応用 141頁・46)、論証集 77頁・33)

基礎応用 141頁 [論点3]、論証集 77頁 [論点3]

基礎応用 132頁 [論点5]、論証集 72頁 [論点5]

て、何らの措置も講じていないから、監視義務違反による任務懈怠が認められる。そして、Cは、気が付いていたにもかかわらず何らの措置も講じなかったのだから、監視義務違反による任務懈怠について「悪意」がある。

5. 乙社には、甲社が倒産したことにより、甲社に対する1億円の売掛債権を回収できなくなったという1億円の間接「損害」が生じている。
6. Cが監視義務を果たしてA・Bによる不正な融資を阻止していれば、甲社が資金繰りの急激な悪化により倒産することもなかったのだから、甲社の倒産により乙社に上記5の「損害」が生じることもなかったといる。したがって、Cの監視義務違反と上記5の「損害」との間には相当因果関係がある。
7. 以上より、Cは乙社に対して1億円の損害賠償責任を負う。

第 39 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、高級弁当の製造販売事業を営んでおり、これを全国の百貨店で販売している。

甲社は、取締役会設置会社であり、その代表取締役は、創業時からAのみが務めている。

2. 甲社の取締役であり、弁当事業部門本部長を務めるBは、消費期限が切れて百貨店から回収せざるを得ない弁当が多いことに頭を悩ませており、回収された弁当の食材の一部を再利用するよう、弁当製造工場の責任者Cに指示していた。

3. 令和4年4月、上記2の指示についてCから相談を受けたAは、Bから事情を聞いた。Bは、食材の再利用をCに指示していることを認めた上で、「再利用する食材は新鮮なもののみ限定しており、かつ、衛生面には万全を期している。また、食材の再利用によって食材費をかなり節約できる。」などとAに説明した。これに対し、Aは、「衛生面には十分に気を付けるように。」と述べただけであった。

4. 令和4年8月、甲社が製造した弁当を食べた人々におう吐、腹痛といった症状が現れたため、甲社の弁当製造工場は、直ちに保健所の調査を受けた。その結果、上記症状の原因は、再利用した食材に大腸菌が付着していたことによる食中毒であったことが明らかとなり、甲社の弁当製造工場は、食品衛生法違反により10日間の操業停止となった。

5. 甲社は、弁当の製造販売事業を継続していたが、売上げが伸びず、かつ、食中毒の被害者として甲社に損害賠償を請求する者の数が予想を大幅に超え、被害者であるDらに対して損害の全額を賠償することができなくなった。

Dらは、食中毒により被った損害のうち、なお1億円相当の額について賠償を受けられないでいる。

(設問)

A及びBは、食中毒の被害者であるDらに対し、会社法上の損害賠償責任を負うかについて、論じなさい。

基礎応用 140 頁・12(1)、
論証集 76 頁・12(1)、平成
27 年予備試験設問 1(1)参
考

(参考答案)

1. B の対第三者責任 (会社法 429 条 1 項)

(1) 同条項の責任は第三者保護のための特別の法定責任であるから、「悪意又は重大な過失」は任務懈怠について存すれば足りると解される。

甲社の取締役として「役員等」に当たる B は、取締役の「職務」として法令遵守義務を負う (355 条)。

会社が業務を行う際に法令を遵守すべきことは当然であるから、会社の業務執行を決定して業務の執行に当たる取締役も、会社に法令違反をさせないようにする職務上の義務を負う。そこで、法令遵守義務における「法令」には、会社を名宛人とする法令も含まれると解する。

B は、弁当事業部門部長として、弁当製造工場の責任者 C に対し、賞味期限が切れて百貨店から回収した弁当の食材の一部を再利用するよう指示をし、その結果、再利用された食材に大腸菌が付着している弁当を販売することにより食中毒被害を引き起こすという食品衛生法違反を犯している。したがって、B には法令遵守義務違反による任務懈怠がある。

(2) 賞味期限切れの弁当の食材の一部を再利用する際、再利用した食材に大腸菌が付着しているなどの理由で食中毒被害が起きるという事態は比較的容易に予測できるから、B には、(1) の法令遵守義務違反について「重大な過失」がある。

(3) C の前記任務懈怠「によって」、「第三者」である D らは、食中毒になるという 1 億円相当の直接「損害」を被った。

(4) したがって、B は、D らに対して (3) の損害を賠償する責任を負う。

2. A の対第三者責任 (429 条 1 項)

(1) 代表取締役は、業務執行者 (363 条 1 項 1 号) 及び代表者 (349 条 4 項) たる地位に基づき、会社の業務全般についてその適正を確保する職責を負う者の「職務」として、他の取締役の職務執行について監視義務を負うと解される。したがって、代表取締役として「役員等」に当たる A は、「その職務」として、取締役 B の職務執行について監視義務を負う。

A は、B から事情を聞くことで、B が賞味期限切れの弁当の食材の一部を再利用するつもりであることを認識していた。そして、このような再利用には衛生面でのリスクが伴い、このリスクが食中毒被害に現実化した場合には会社に莫大な損害が生じかねないから、A には、B が衛生面に万全を期して再利用に係る職務を遂行しているかについて十分に監視する義務があったというべきである。にもかかわらず、A は、B に対し、

基礎応用 128 頁 [論点 2]、
論証集 70 頁 [論点 2]

基礎応用 132 頁 [論点 5]、
論証集 72 頁 [論点 5]

「衛生面には十分に気を付けるように。」と述べただけであり、十分な監視を行っていないから、監視義務違反による任務懈怠が認められる。

(2) A の監視義務違反の態様が甚だしいことから、監視義務違反について「重大な過失」が認められる。

(3) A が監視義務を果たしていれば、B が C に対する適切な指示をすることで再利用した食材に大腸菌が付着する事態を回避することができたといえるから、A の監視義務違反「によって」、「第三者」D らに食中毒被害による 1 億円相当の直接「損害」が生じたといえる。

(4) したがって、A は、D らに対して (3) の損害を賠償する責任を負う。

3. 両者の責任は連帯債務の関係に立つ (430 条)。 以上

第 40 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、会社法上の取締役会設置会社であり、かつ、公開会社である。

甲社の取締役は、Aほか5名であり、その代表取締役はAのみである。

2. Aが不正な融資を行ったことにより、甲社は、資金繰りが急激に悪化し、深刻な債務超過に陥ったため、破産手続開始の申し立てを行った。

甲社の株式は、甲社に係る破産手続開始の決定により、無価値となった。

(設問)

Aは、甲社の株主であるBに対し、会社法上の損害賠償責任を負うかについて、論じなさい。

基礎応用 140 頁・12(1)、
論証集 76 頁・12(1)、平成
27 年予備試験設問 1(2)参
考

(参考答案)

1. Bが保有する甲社の株式が無価値となったことについて、甲社の取締役として「役員」に当たるAは損害賠償責任(会社法429条1項)を負うか。
2. 同条項の責任は第三者保護のための特別の法定責任であるから、「悪意又は重大な過失」は任務懈怠について存すれば足りると解される。

Aが不正な融資を行ったことは、Aが「その職務」として甲社に対して負う善管注意義務(330条・民法644条)・忠実義務(355条)に違反するものであり、任務懈怠に当たる。

Aは不正な融資であることを認識していたはずだから、Aの上記任務懈怠には「悪意」がある。
3. 甲社の株主であるBには、甲社が深刻な債務超過に陥り破産手続開始の決定を受けたことにより、その保有する甲社株式が無価値になるという間接「損害」が生じている。
4. Aの上記任務懈怠により甲社の資金繰りが急激に悪化し、深刻な債務超過に陥ったために甲社が破産手続開始の決定を受け、これにより甲社の株式が無価値になったのだから、Aの上記任務懈怠と上記3の「損害」との間には相当因果関係がある。
5. では、間接損害を被ったにとどまる株主であるBも「第三者」(429条1項)に含まれるか。
 - (1) 間接損害を被った株主は、株主代表訴訟(847条)による役員等の対会社責任の追及により会社の損害を回復することを通じて救済されるべきであるから、原則として「第三者」に当たらない。もっとも、株主代表訴訟による救済が期待できない場合には、前述した429条1項の趣旨に照らし、間接損害を被った株主も「第三者」に含まれると解すべきである。
 - (2) 破産開始手続に入っている甲社では、株主代表訴訟を通じて会社損害を補填して株式の価値を回復することは期待できないから、Bも「第三者」に当たる。
6. したがって、AはBに対して上記3の損害を賠償する責任を負う。

以上

基礎応用 142頁 [論点5]、
論証集 78頁 [論点5]

第 4 1 問

基礎応用 143 頁・12(2)、
論証集 78 頁・12(2)、平成
22 年司法試験設問 2 参考

(事案)

1. 甲株式会社（以下「甲社」という）は、会社法上の取締役会設置会社である。

甲社の取締役は、A、B 及び C の 3 名であり、その代表取締役は A のみである。

2. A は、甲社の業績が年々悪化し、資金繰りが悪くなっていたことから、銀行から融資を受けようと考えた。

A は、実際には甲社の現金が 5000 万円しかないにもかかわらず、資産の部における現金（流動資産の一種）を 2 億円と記載した虚偽の貸借対照表を作成した上で、これを乙銀行に示して、1 億円の融資を申し入れた。

乙銀行は、現金が 1 億円未満であれば回収不能リスクが高いため融資に応じるつもりはなかったが、A から示された貸借対照表を見て甲社には現金が 2 億円もあるのだから回収不能になることはまずないと考え、甲社に対して 1 億円を貸し付けた。

3. その後、甲社は、業績を回復することができず、破綻した。これにより、乙銀行は、甲社に対する 1 億円の貸付債権を回収することができなくなった。

(設問)

上記 1 から 3 までを前提として、A、B 及び C の乙銀行に対する会社法上の損害賠償責任について、論じなさい。

(参考答案)

第1. Aの責任

1. 会社法429条2項1号の責任

- (1) 甲社の代表取締役として「役員」に当たるAは、「計算書類」たる貸借対照表の「重要な事項」に当たる資産の部の現金について、真実が5000万円であるのに2億円という「虚偽の記載」をした(1号ロ)。
- (2) 「第三者」である乙銀行は、現金が1億円未満であれば回収不能リスクが高いため融資に応じるつもりはなかったが、Aから示された虚偽の貸借対照表を見て甲社には現金が2億円もあるのだから回収不能になることはまずないと誤信して、甲社に対して1億円を貸し付けた。そうすると、上記(1)の行為と貸付債権の回収不能によって乙銀行に生じた1億円の「損害」との間には相当因果関係があるといえる。
- (3) 甲は内容が虚偽であることを知りながら上記(1)の行為に及んでいるから、無過失証明による免責もない(429条2項但書参照)。
- (4) したがって、Aは乙銀行に対して1億円の損害賠償責任を負う。

2. 会社法429条1項の責任

- (1) Aが虚偽の貸借対照表を作成した上でこれを乙銀行に示して乙銀行を欺罔したことは、詐欺による犯罪行為であるから、法令違反による任務懈怠に当たる。
- (2) 乙銀行は、上記の欺罔行為により錯誤に陥り、甲社に対して1億円を貸し付けたのだから、Aの欺罔行為と貸付債権の回収不能によって乙銀行に生じた1億円の「損害」との間には相当因果関係があるといえる。
- (3) したがって、Aは乙銀行に対して、429条1項に基づく損害賠償責任も負う。

第2. B・Cの責任

1. 会社法429条2項1号の責任

貸借対照表の虚偽記載に関与していないB・Cは、429条2項1号の「取締役」に当たらないから、429条2項1号に基づく損害賠償責任は負わない。

2. 会社法429条1項の責任

- (1) 取締役会設置会社の代表権のない取締役は、監督機関たる取締役会(362条2項2号)の構成員たる地位に基づき、「その職務」として他の取締役の職務について監視義務を負う。そして、この監視義務は取締役会非上程事項にも及ぶと解する。
したがって、甲社の取締役であるB・Cは、「その職務」とし

基礎応用 132 頁 [論点 5]、
論証集 72 頁 [論点 5]

て、代表取締役 A の職務執行について監視義務を負う。

にもかかわらず、B・C は、A による第 1 の 1・2 の行為を監視して、阻止することを怠ったのだから、監視義務違反による任務懈怠が認められる。

- (2) B・C は、何らの監視も行っていないから、監視義務違反の態様が甚だしいといえ、監視義務違反による任務懈怠について「重大な過失」が認められる。
- (3) B・C が監視義務を果たしていれば、A の行為に気が付き、これを阻止することができたといえるから、監視義務違反と乙銀行の 1 億円の「損害」との間には相当因果関係がある。
- (4) したがって、B・C は乙銀行に対して 1 億円の損害賠償責任を負う。

以上

第 5 2 問

基礎応用 238 頁・1、論証
集 125 頁・1、平成 21 年司
法試験設問 6 参考

(事案)

1. 甲株式会社（以下「甲社」という）は、会社法上の取締役会設置会社であり、かつ、公開会社である。

甲社の取締役は、A ほか 5 名であり、その代表取締役は A のみである。

2. 甲社は、甲社の議決権の 30% を保有する乙株式会社（以下「乙社」という）との間で、甲社の普通株式 4 株に乙社の普通株式 1 株を交付するという合併比率によって、乙社を吸収合併存続株式会社、甲社を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という）をすることについて合意した。

甲社は、適法な招集手続に基づいて本件吸収合併の承認を目的とする臨時株主総会を開催し、この臨時株主総会には乙社も参加した。乙社が賛成したことにより、賛成 70%、反対 30% となり、本件吸収合併を承認する決議が成立した。

(設問)

甲社の株主である B は、本件吸収合併における上記の合併比率が甲社の株主にとって著しく不利益なものであったことから、本件吸収合併の実現を阻止したいと考えている。B が本件吸収合併の実現を阻止するためには、会社法に基づき、どのような手段を採ることができるか。合併の効力が発生する前と後とで分け、それぞれ理由を付して説明しなさい。

(参考答案)

第1. 合併の効力発生前

1. 決議取消しの訴え (会社法 831 条 1 項)

- (1) B は、甲社の「株主」として、本件吸収合併を承認する決議 (以下「本件決議」という) から「三箇月以内」に同決議の取消しの訴えを提起するとともに、同決議の執行停止を命ずる仮の地位を定める仮処分の申立てをすることが考えられる。
- (2) 本件吸収合併の相手方である乙社は、本件吸収合併について他の甲社株主と相反する「特別の利害関係を有する者」(831 条 1 項 3 号) に当たる。甲社の議決権の 30% も保有する乙社が賛成に議決権を「行使したことによって」、賛成 70%・反対 30% となり、合併比率が甲社の株主にとって著しく不利益なものとなっている本件吸収合併を承認する「著しく不当な決議」が成立した。したがって、本件決議には 3 号の取消事由がある。
- (3) よって、上記訴えが認められる。本件吸収合併が株主 B の利害に重大な影響を与えるものであることから、保全の必要性もあるといえ、仮処分の申立ても認められる。

2. 合併差止の訴え (784 条の 2 第 1 項)

B は、「消滅株式会社」である甲社の「株主」として、本件吸収合併の差止訴訟 (784 条の 2 第 1 項) を提起するとともに、差止仮処分の申立てをすることが考えられる。

- (1) まず、合併比率の不当性は差止事由に当たるか。

ア. 平成 26 年改正会社法は、略式組織再編の差止請求についてのみ対価の著しい不当性を差止事由として法定している (784 条の 2 第 2 号) から、同条 1 号の「法令又は定款…違反」には対価の著しい不当性を含まない趣旨であるといえる。そこで、略式組織再編以外では、対価の不当性自体は差止事由に当たらないと解する。

したがって、本件吸収合併における合併対価の不当性自体は差止事由に当たらない。

イ. 合併差止事由としての「法令…違反」は、会社が合併等に適用される法令に違反することを意味し、取締役の善管注意義務 (330 条・民法 644 条)・忠実義務違反 (355 条) はこれに含まれないと解されている。

そうすると、仮に合併対価の不当性が取締役の善管注意義務・忠実義務違反を基礎づけるとしても、これは「法令…違反」として差止事由に当たるものではない。

- (2) もっとも、本件決議に上記の取消事由があることは、吸収合併について特別決議による承認を必要とする 783 条 1 項・309

基礎応用 238 頁 [論点 1]、
論証集 125 頁 [論点 1]

条 2 項 12 号という「法令…に違反する」ものとして差止事由に当たる。

(3) そして、合併対価が甲社の株主にとって著しく不利益なものであることからしても、本件吸収合併により B が「不利益を受けるおそれ」があるといえる。

(4) したがって、差止訴訟が認められる。また、前記 1 (3) と同様の理由から差止仮処分の申立ても認められる。

第 2 . 合併の効力発生後

1 . 吸収合併の無効は吸収合併無効の訴え (828 条 1 項 7 号) によってのみ主張できるから、B は、「株主」(同条 2 項 7 号) として吸収合併無効の訴えを提起することが考えられる。

2 . まず、合併対価の不当性については、株式買取請求権制度 (785 条 1 項、797 条 1 項) や役員等に対する損害賠償責任 (423 条 1 項、429 条 1 項) で対処すれば足りる。そこで、合併対価の不当性自体は合併の無効原因にならないと解する。

したがって、本件吸収合併における合併対価の不当性は合併の無効原因に当たらない。

3 . 次に、前述した合併承認決議に取消事由が存在することは本件吸収合併の無効原因に当たる。

もっとも、831 条 1 項柱書所定の期間制限は取消事由の主張にも及ぶから、合併承認決議に取消事由があることを合併の吸収合併無効原因として主張する際には、合併承認決議の日から 3 カ月以内にその主張する必要がある。

以上より、上記 3 の主張を本件決議の日から 3 か月以内にすれば、吸収合併無効の訴えが認められる。 以上

基礎応用 215 頁 [論点 1]、

論証集 109 頁 [論点 1]

基礎応用 80 頁 [論点 7]、

論証集 46 頁 [論点 7]

第 5 3 問

基礎応用 238 頁・1、論証
集 125 頁・1、平成 20 年司
法試験設問 1 参考

(事案)

1. 甲株式会社（以下「甲社」という）は、会社法上の取締役会設置会社であり、かつ、公開会社である。
2. 甲社は、乙株式会社（以下「乙社」という）との間で、乙社を甲社の完全子会社とする旨の株式交換契約を締結することを締結した。なお、乙社は甲社の株主ではない。
当該株式交換契約においては、乙社の株価が 6 0 0 0 円前後であることを基準として、乙社の株主に乙社株式の対価として甲社の金銭を交付する旨が定められた。なお、この時点では、乙社の株価は不祥事発覚により 1 株 6 0 0 0 円前後から 1 株 1 0 0 0 円程度にまで下落していた。
3. 甲社と乙社では、適法な招集手続に基づいて開催された株主総会において、前記 2 の株式交換を承認する旨の決議が成立した。
4. 甲社は、株式交換の手続として必要な法定の事項を官報に掲載する方法により公告したものの、知っている債権者に対する各別の催告はしなかった。その結果、甲社に対して 1 億円の売掛債権を有している丙株式会社（以下「丙社」という）は、当該株式交換について異議を述べることができなかった。
5. その後、当該株式交換契約で定められた当該株式交換の効力発生日が経過した。

(設問)

丙社は、甲社に対する 1 億円の売掛債権を回収する手段として、上記の株式交換に関してどのような会社法上の措置を執ることができるかについて、論じなさい。

(参考答案)

1. 丙社は、甲社の「債権者」として、株式交換の対価として流出した現金を甲社に取り戻すことで売掛債権の引当財産を回復するために、株式交換無効の訴え（会社法 828 条 1 項 11 号）を提起することが考えられる。

2. 「承認をしなかった債権者」（828 条 2 項 11 号）には、債権者異議手続において必要な各別の催告を受けなかった会社債権者も含まれる。

交換対価を金銭とする本件株式交換には債権者異議手続が必要であり（799 条 1 項 3 号）、「知っている債権者」である丙社に対して必要とされる各別の催告（同条 2 項）がなされていない。

したがって、丙社には、「承認をしなかった債権者」として原告適格が認められる。

3. 組織再編には法的安定の要請が強く働くから、組織再編の無効原因は、組織再編手続における重大な瑕疵に限られると解される。

(1) 本件株式交換の交換対価は、時価である 1 株 1000 円程度の 6 倍に当たる 1 株 6000 円になっているため、甲社の株主にとって著しく不当である。

交換対価の不当性については、株式買取請求権制度（785 条 1 項、797 条 1 項）や役員等に対する損害賠償責任（423 条 1 項、429 条 1 項）で対処すれば足りる。また、当事会社間の交渉を通じて定められ株主総会で承認（783 条 1 項、795 条 1 項、309 条 2 項 12 号）された交換対価について、裁判所が介入する必要性は乏しい。そこで、交換対価の不当性自体は無効原因にならないと解する。

したがって、(1) は無効原因とならない。

(2) 「知っている債権者」に対する各別の催告の懈怠は、事前に異議を述べて弁済等を受ける機会（799 条 5 項）を喪失させるものであるから、重大な瑕疵として無効原因となる。

したがって、本件株式交換には、「知っている債権者」である丙社に対する各別の催告を欠くという無効原因がある。

(3) よって、上記訴えが認められ、本件株式交換は無効となる。

基礎応用 215 頁 [論点 1]、
論証集 109 頁 [論点 1]

第 5 4 問

基礎応用 242 頁・2、論証

集 126 頁・2

(事案)

1. 甲株式会社（以下「甲社」という）は、会社法上の取締役会設置会社であり、かつ、公開会社である。

甲社の取締役は、A ほか 5 名であり、その代表取締役は A のみである。

2. 甲社は、適法な手続を経た上で、乙株式会社（以下「乙社」という）との間で、甲社を分割会社、乙社を承継会社とする吸収分割（以下「本件会社分割」という）を行い、甲社の主たる事業の全部をその事業に関する権利とともに乙社に承継させ、その対価として乙社から金銭の交付を受けた。

なお、本件会社分割に係る契約において、甲社がその株主に対して乙社から対価として受け取る金銭を全部取得条項付種類株式の取得の対価又は剰余金の配当として交付する旨は定められていない。

3. 本件会社分割により乙社から甲社に交付される金銭が対価として不当に少なかったこともあり、本件会社分割の効力発生後、甲社は債務超過の状態に陥った。

(設問)

丙株式会社（以下「丙社」という）は、本件会社分割の前から、甲社に対して 1 億円の売掛債権（以下「本件売掛債権」という）を有している。

丙社が本件売掛債権を回収するためには、法律に基づき、どのような手段を採ることができるかについて、論じなさい。

(参考答案)

1. 会社分割無効の訴え

(1) 本件会社分割が無効になれば、甲社から不当に低い対価で乙社に移転した甲社の主たる事業とこれに関する権利が甲社に戻ることになり、甲社の資力が回復する。そこで、丙社は、甲社に対する強制執行の準備として、甲社の資力を回復するために、甲社の債権者として本件会社分割の無効の訴え（会社法 828 条 1 項 9 号）を提起することが考えられる。

(2) しかし、原告適格者である「承認をしなかった債権者」（828 条 2 項 9 号）は、その最低条件として、吸収分割に異議を述べることができる債権者（789 条 1 項 2 号）であることを要する。

本件会社分割では、乙社は債務までは承継しないから、丙社は残存債権者であり、「分割…会社に対して債務の履行…を請求することができない…分割…会社の債権者」（789 条 1 項 2 号）に当たらない。また、本件会社分割では、「第 758 条第 8 号又は第 760 条第 7 号に掲げる事項についての定めがある場合」（789 条 1 項 2 号括弧書）に当たらない。したがって、残存債権者である丙社は、本件会社分割に異議を述べることができる債権者ではないから、「承認をしなかった債権者」に当たらない。

よって、上記 1 の訴えは、原告適格を欠くとの理由から認められない。

2. 詐害行為取消権

(1) 甲社の「債権者」である丙社は、甲社が債務超過による無資力に陥っていることから、本件売掛債権を被保全「債権」として、本件会社分割の「受益者」である乙社を被告として（民法 424 条の 7 第 1 項 1 号）、詐害行為取消権（民法 424 条 1 項）を行使して、債権保全に必要な限度で本件会社分割による権利の承継の取消しを求めるとともに、乙社に移転した財産の返還を請求する（民法 424 条の 6）第 1 項ことが考えられる。

(2) 本件売掛債権は、丙社が本件会社分割の前から有していたものだから本件会社分割「の前の原因に基づいて生じたもの」（民法 424 条 3 項）であるといえ、また、「強制執行により実現することができないもの」（同条 4 項）ではないから、被保全債権となる。

(3) 「債務者が債権者を害することを知ってした行為」（民法 424 条 1 項本文）は、行為の主観と客観の相関的な考慮により判断される。

本件会社分割により乙社から甲社に交付される金銭が対価

として不当に少なかったため、行為の客観的な詐害性が強いといえるから、主観面では債権者を害することの認識があれば足りる。甲社は、本件会社分割に係る契約内容の認識を通じて、本件会社分割が甲社を債務超過に陥らせ債権者を害するものであることの認識を有している。したがって、本件会社分割は「債務者が債権者を害することを知ってした行為」に当たる。

(4) 「受益者」である乙社も、本件会社分割に係る契約内容の認識を通じて、本件会社分割が「債権者を害することを知」っていたといえる（民法 424 条 1 項但し書き）

(5) では、本件会社分割は詐害行為取消権の対象となるか。

ア．会社分割は、組織再編行為でもあるが、事業に関する権利義務の承継も伴う点で、「財産権を目的」とする「行為」（民法 424 条 2 項）ともいえる。また、取消しの効力は債権の保全に必要な限度で権利の承継の効力を否定するにとどまると解すれば、法律関係の早期安定・画一的確定という会社分割無効の訴え（828 条 1 項 9 号、10 号）の制度趣旨に反しない。そこで、残存債権者は、詐害行為取消権（民法 424 条）を行使して、自己の債権の保全に必要な限度で会社分割による権利承継を否定できると解する。

イ．したがって、丙社の前記 2（1）の手段も認められる。

3. 残存債権者の直接請求権

丙社は「残存債権者」として、乙社に対して、乙社が本件会社分割により承継した財産の価額を限度として、本件売掛債権の履行を請求することができる（会社法 759 条 4 項）。

4. 法人格否認の法理

(1) 法人格否認の法理により、分割会社の法人格（3 条）を否認して分割会社と承継会社を同一視することにより、残存債権者が分割会社に対する債権の履行を承継会社に求めることが認められる余地がある。

(2) しかし、本問では、甲社の法人格が形骸化していたり、乙社が違法不当な動機に基づいて甲社を支配しているといった事情がないから、法人格否認の法理の適用により、丙社が本件売掛債権の履行を乙社に求めることはできない。

5. 22 条 1 項類推適用

乙社が甲社の商号又は名称を続用している場合には、22 条 1 項の直接適用又は類推適用により、丙社が本件売掛債権の履行を乙社に求めることを認める余地があるが、本問では乙社による甲社の商号や名称の続用はないから、上記 5 の手段も認められない。

6. 以上より、2・3 の手段が認められる。 以上

(参考文献)

- ・「株式会社法」第6版(著:江頭憲治郎-有斐閣)
- ・「会社法」第2版(著:田中亘-東京大学出版会)
- ・「会社法 Corporate Law」第2版(著:高橋美加ほか-弘文堂)
- ・「リーガルクエスト 会社法」第4版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「リーガルマインド 会社法」第14版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「会社法」第21版(著:神田秀樹-法律学講座双書)
- ・「事例で考える会社法」第2版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「事例研究 会社法」初版(編著:小林量・北村雅史-日本評論社)
- ・「会社法事例演習教材」第3版(著:前田雅弘ほか-有斐閣)
- ・「一問一答 平成26年改正会社法」第2版(編著:坂本三郎-商事法務)
- ・「一問一答 新・会社法」改訂版(編著:相澤哲-商事法務)
- ・「新・会社法100問」第2版(編著:葉玉匡美-ダイヤモンド社)
- ・「会社法判例百選」第4版(有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年度～令和4年度(有斐閣)
- ・「別冊法学セミナー 新司法試験の問題と解説」2006年～2011年(日本評論社)
- ・「別冊法学セミナー 司法試験の問題と解説」2012年～2022年(日本評論社)
- ・「受験新報 司法試験 論文式問題と解説」2006～2016(法学書院)
- ・「法学教室 特集 新司法試験プレテスト(必須科目)」2006. Apr.NO307(有斐閣)
- ・「司法試験 論文式 問題と解説」中央大学真法会編(法学書院)
- ・「民事執行・保全法概論」(編:中野貞一郎-有斐閣双書)
- ・「改定 民事保全」(補正版-司法研修所)